

退職金請求事由発生日が28年1月1日以後の方へ

「マイナンバー制度」施行に伴う本人確認のための提出書類について

1. 社会保障・税番号制度（略してマイナンバー制度）については、平成28年1月から施行されることとなっております。
建退共制度においては、「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり**退職金請求される被共済者の方すべてに**、マイナンバー及び本人確認のための下記の書類の提出を求めることとしております。
2. **退職金の請求事由が「7」に該当される方**（被共済者本人が死亡されご遺族が請求人になる場合）につきましては、税務署所定の法定調書（支払調書）を作成する必要があること、また、この法定調書には被共済者(死亡されたご本人)に加え、請求人（ご遺族）のマイナンバーを記載する必要があることから、これらの方のマイナンバー及び本人確認のための下記の書類の提出をお願いいたします。

記

マイナンバー及び本人確認のための提出書類

本人確認では、2つのことを確認することになります。

- ①正しい番号であることの「番号確認」
- ②正しい番号の持ち主であることの「身元確認」です。

個人番号の確認	身元の確認
1.	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">個人番号カード</div> （表面と裏面の写し）
2.	<div style="display: flex; align-items: center;"><div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">通知カードの写し 個人番号付住民票は原本 〔個人番号付住民票については、個人番号の 確認書類となり、かつ、身元確認書類の 一点としてみなされます。〕</div><div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div><div>運転免許証 又は、 パスポート 健康保険の被保険者証、年金手帳、資格証明書 在留カード、特別永住者証明等の写し 〔いずれか1点の添付〕</div></div>

※ 個人番号付住民票については、建退共における身元確認書類としての住民票(原本)と兼用出来ますが、その場合には、個人番号付住民票については、原本の提出をお願いします。